

児童自立援助ホーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する児童等に対し、これらのものが共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 事業は、実施主体は千葉市とし、自立援助ホームの運営は、社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、または市長が適当と認めた者等に委託して実施する。

2 事業の委託を受けようとする法人等の代表者は、あらかじめ法第34条の3第1項に基づき、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第1号）を届出しなければならない。

(対象児童)

第3条 事業の対象児童は、義務教育を終了した18歳未満（法第31条第4項に規定する場合にあっては、20歳未満の者。）の児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 里親に委託する措置または、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの

(2) 前号に規定する児童以外の児童であって、児童相談所長が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの

(3) 次のいずれかに該当する者であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であった者に限る。）のうち、法第33条の6第6項の規定により準用された同条第1項の規定に基づき児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校に在学する生徒

イ 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒

ウ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒

エ 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）に在学する学生

オ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学に在学する学生

カ 学校教育法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生

キ 学校教育法第124条に規定する専修学校
に在学する生徒

ク アからキまでに規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

(自立援助ホームの職員及び設備等)

第4条 事業を実施する自立援助ホームは、次の各号に掲げる基準を満たしていなければならない。

(1) 入所定員はおおむね6人以下であること。

(2) 職員配置

常勤職員2人以上及び非常勤職員1人以上を配置し常勤職員のうち、1人がホーム長を兼務することとする。

また常勤職員は、援助及び生活指導を行う者として児童の自立支援に熱意を有し、かつ、法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

イ 児童福祉法第18条の4に定める保育士

ウ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

(3) 設備等

ア 日常生活を支障なく送るための必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

イ 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上とすること。
なお、一居室当たりおおむね2人までとする。

また、男子と女子は別室とすること。

ウ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。

エ 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

(事業内容)

第5条 この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導

(2) 健康管理、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導

(3) 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導

(4) 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整

(5) 児童相談所及び必要に応じて公共職業安定所等関係機関との連携

(6) 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など

(7) 就労先、警察等関係機関との調整など対外関係調整が必要な児童に対する援助など必要な援助及び生活指導

2 事業の受託者（以下「事業者」という。）は事業の実施にあたり、次の各号に掲げる留意事項に配慮しなければならない。

(1) 児童の内面の悩みや成育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うこと。

(2) 児童相談所、入居児童の雇用先事業所、公共職業安定所及び児童の家庭等関係機関と密接に連携をとり、児童に対する援助及び生活指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。

- (3) 援助及び生活指導を行うに当たっては、児童及びその保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 第9条に規定する入所者負担金を徴収した場合は、それを適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備すること。また、事業運営に係る会計に関する諸帳簿についても整備すること。
- (5) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

(児童自立生活援助の決定に伴う手続き)

第6条 児童相談所長は、児童を事業の対象とする決定を行う場合は、事前に対象児童の入居について該当の事業者より、意見を聞かなければならない。

- 2 児童相談所長は、児童自立生活援助の決定を行った場合は、児童に対し「児童自立生活援助開始通知書(様式第2号)」、児童の保護者に対し「児童自立生活援助開始通知書(様式第2号の2)」(児童が18歳未満の場合に限る。)、及び事業者に対し「児童自立生活援助委託通知書(様式第2号の3)」により通知を行うとともに、こども家庭支援課長に対しその写しを送付するものとする。
- 3 児童相談所長は、児童に対し入居前に健康診断を受診させ、集団生活をしてもらえないことを確認する。
- 4 児童相談所長は、児童自立生活援助の決定にあたり必要と認めた場合は、児童を自立援助ホームへ一時保護委託をすることができる。なお、手続等は前各項に準ずることとする。

(児童自立生活援助の延長及び解除に伴う手続き)

第7条 児童相談所長は、前条による決定を行った児童に対し、法第31条第4項の規定により児童が満18歳を超えても援助を延長する決定を行う時、解除の決定を行う時は、事前に事業者より、意見を聞かなければならない。

なお、必要に応じ、自立援助ホーム及び関係機関等との処遇会議を行うものとする。

- 2 児童相談所長は、児童自立生活援助の延長及び解除の決定を行った時は、児童に対し「児童自立生活援助延長・解除通知書(様式第2号の4)」、児童の保護者に対し「児童自立生活援助延長・解除通知書(様式第2号の5)」(児童が18歳未満の場合に限る。)、及び事業者に対し「児童自立生活援助委託延長・解除通知書(様式第2号の6)」により通知を行うとともに、こども家庭支援課長に対しその写しを送付するものとする。

(入居児童の報告等)

第8条 事業者は、児童相談所長に対し、次の各号に掲げる時期に入居児童報告書(様式第3号)により、報告を行う。

- (1) 新たに入居した児童については、入居後1か月以内
- (2) 入居児童については、9月及び3月
- (3) その他事業者が必要と認めた時

(入居児童の費用負担)

第9条 入居児童本人に帰属する家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、一部を入居児童に負担させることができるものとする。

(運営状況の報告等)

第10条 事業者は、市長に対し、年度終了時において児童自立生活援助事業運営状況報告(様式第4号)により、報告を行う。

(関係機関との連携)

第11条 児童相談所長及び事業者は、事業の実施にあたり、公共職業安定所、入居児童の雇用先事業所等関係機関と密接に関係をとり、援助及び生活指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(定員の割愛)

第12条 他都道府県等から、児童の入居に関する協議があった場合、定員に空籍がある場合に限り定員の割愛を行うものとする。

その際は、児童福祉施設の場合に準じ、こども家庭支援課長が児童自立生活援助の決定を行う他都道府県等と定員割愛の事務を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は、別にこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から実施する。

様式第 1 号

児童自立生活援助事業開始届出書

平成 年 月 日

(あて先)
千葉市長

住 所
氏 名

自立援助ホームを開設したいので、千葉市自立援助ホーム事業実施要綱
第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて届出します。

様式第1号 別紙

名 称								
所 在 地								
開設予定年月日		年 月 日						
施 設 定 員		人						
事業に使用する 建物の状況		所有者 氏名	【所有・賃貸借(月額家賃 円)・その他】					
		延床面積	m ²		建物の構造			
		居室面積	m ²					
		× 室		× 室				
		× 室		× 室				
職 員 に つ い て	氏名	年齢	性別	職務内容	常勤・ 非常勤 区分	保有資格 名	精神の 機能の 障害の 有無	備考
							有・無	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
勤務形態(住込・交代制)								
備 考								

(添付書類) 事業を実施する家屋の平面図。

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助開始通知書

児童福祉法第 33 条の 6 により、 年 月 日付けで児童本人から申込みのありました児童自立生活援助の実施（自立援助ホームへの入居）を次のとおり開始します。

氏 名			
生年月日		性別	
保護者氏名		続柄	
保護者住所			
入居する 自立援助 ホーム	名称		
	所在地		
援助開始年月日			
備考			

審査請求等について

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に千葉市を被告として（訴訟において千葉市を代表する者は千葉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助開始通知書

児童福祉法第 33 条の 6 により、 年 月 日付で児童本人から申込みのありました児童自立生活援助の実施（自立援助ホームへの入居）を次のとおり開始します。

氏 名			
生年月日		性別	
保護者氏名		続柄	
保護者住所			
入居する 自立援助 ホーム	名称		
	所在地		
援助開始年月日			
備考			

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助委託通知書

児童福祉法第 33 条の 6 第 1 項により、次のとおり貴自立援助ホームに委託します。

委託児童等	氏名			
	生年月日		性別	
	入居前住所			
	電話番号			
	職業			
	委託年月日			
保護者	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			
備考				

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助延長・解除通知書

年 月 日付けで開始した児童自立生活援助の実施を次のとおり延長・解除しますので通知します。

氏名			
生年月日		性別	
保護者氏名		続柄	
保護者住所			
自立援助 ホーム	名称		
	所在地		
延長・解除 年月日			
延長・解除 理由			
備考			

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取り消しを求める訴訟は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を被告として提起することができます。(なお、この処分があったことを知った翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助延長・解除通知書

年 月 日付けで開始した児童自立生活援助の実施を次のとおり延長・解除しますので通知します。

氏名			
生年月日		性別	
保護者氏名		続柄	
保護者住所			
自立援助 ホーム	名称		
	所在地		
延長・解除 年月日			
延長・解除 理由			
備考			

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助委託延長・解除通知書

年 月 日付けで開始した児童自立生活援助の委託を次のとおり延長・解除
しますので通知します。

氏名			
生年月日		性別	
居住地			
延長・解除 年月日			
備考			

様式第3号（処遇方針・報告等）

第 年 月 日
号

千葉県児童相談所長 様

事業者名 _____
ホーム名 _____
ホーム長名 _____

入居児童状況報告書

つぎの児童について、下記のとおり報告いたします。

児 童	氏 名	性別	生年月日
	現住所		
入居年月日			
入居当初の 処遇方針			
児童の状況			
家庭の状況			
特記事項			
処遇意見			

様式 4 号

児童自立生活援助事業運営状況報告書

年 月 日

(あて先)
千葉市長 様

氏 名
事業者名
ホーム名

児童自立生活援助事業の運営状況について、別紙のとおり報告します。

○補助者の勤務状況

補助者氏名		補助内容	
勤務実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
補助者氏名		補助内容	
勤務実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
補助者氏名		補助内容	
勤務実績	年 月		
	年 月		
	年 月		

児童入退所明細書

○入退所状況

	月	月	月
月初在籍児童数	人	人	人
入所児童数	人	人	人
退所児童数	人	人	人
現員児童数	人	人	人

○補助者勤務状況

勤務日数	月	月	月
	日	日	日